

参照条文

○海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関する技術上の基準等に関する省令（昭和五十八年八月二十四日運輸省令第三十八号）（抄）

（損傷時等における大量の排出を防止すべき有害液体物質）
第三十一条 法第九条の三第三項の国土交通省令で定める有害液体物質は、X類物質等、Y類物質等又はZ類物質等であつて告示で定めるものとする。

（揮発性物質放出防止設備）

第四十四条 揮発性物質放出防止設備は、次に掲げるものにより構成されるものとする。

- 一 揮発性物質移送管
 - 二 液面計測装置
 - 三 圧力計測装置
 - 四 高位液面警報装置
 - 五 通気装置
- 2 前項第一号の揮発性物質移送管は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。
 - 一 貨物艙から揮発性有機化合物質を陸上に移送することができること。
 - 二 陸上の配管との接続部は、荷役用マニホールドにできる限り近接して設置されていること。
 - 三 前号の接続部は、他の配管の接続部と容易に識別できるものであり、かつ、手動により確実に遮断することができる弁その他の装置を有しているものであること。
 - 四 前号の装置を操作する位置が容易に視認できるものであること。
 - 五 ドレン抜き装置を備えているものであること。
 - 3 第一項第二号の液面計測装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。
 - 一 揮発性有機化合物質が放出されることなく、貨物艙内の液位を測定できるものであること。
 - 二 貨物の積込みを制御することができる場所で貨物艙内の液位を監視できること。
 - 4 第一項第三号の圧力計測装置は、次に掲げる基準を適合するものでなければならぬ。
 - 一 貨物艙内のガス圧を測定できるものであること。
 - 二 貨物艙内のガス圧が所定の圧力に達したときに警報を発するものであること。
 - 5 第一項第四号の高位液面警報装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。
 - 一 第三項の液面計測装置から独立して作動するものであること。
 - 二 貨物艙内の液位が当該貨物艙の満載時の位置に達したときに可視可聴の警報を発し、かつ、船舶及び陸上の荷役装置の運転を停止するものであること。
 - 6 第一項第五号の通気装置は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。
 - 一 十分な排気容量を有する圧力逃し弁（貨物艙内のガス圧が加圧状態になった場合に当該貨物艙から気体を外部へ排出するための弁をいう。）を備えているものであること。

二 所定の圧力において作動する負圧逃し弁（貨物艙内のガス圧が減圧状態になった場合に外部から気体を貨物艙に吸入するための弁をいう。）を備えているものであること。

7 前各項に規定するもののほか、揮発性物質放出防止設備の設置に関する技術上の基準の細目は、告示で定める。

（船舶発生油等焼却設備）

第四十五条 法第十九条の二十六第二項本文の国土交通省令で定める船舶発生油等焼却設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 燃焼室の排気口における燃焼ガスの温度が摂氏八百五十度以上千二百度以下の温度以外に燃焼室の排気口における燃焼ガスの温度が摂氏六百度以上になるものについては、当該燃焼ガスの温度が摂氏八百五十度に達するまでの間においては、この限りでない。

二 燃焼室の排気口における燃焼ガスの温度の監視ができること。

三 燃焼ガスを漏らさずに燃焼室内の燃焼の状態を確認できる窓を備えているものであること。

四 次に掲げる場合に、船舶発生油等焼却設備の運転及びその燃料の供給を自動的に停止するものであること。

イ 燃焼室内の燃焼ガスが定格温度を超えた場合

ロ 火炎が消失した場合

ハ 電力の供給が停止した場合

五 液体の船舶発生油等を焼却する船舶発生油等焼却設備にあつては、補助バーナー又はこれと同等の補助燃焼装置を備えているものであること。

六 船舶発生油等を完全に焼却するために十分な燃料を備えることができるものであること。

七 燃焼室内が船舶発生油等焼却設備が設置されている場所の気圧に対し負圧状態に維持されているものであること。

八 船舶発生油等焼却設備に使用する材料は、耐火性のものであり、かつ、耐食性のものであること。

九 水平面から任意の方向に二十二・五度傾斜している状態においてもその性能に支障を生じず、かつ、操作できるように設計されているものであること。

十 故障が生じた場合に可視可聴の警報を発生し、かつ、当該故障の原因を表示する装置を備え付けたものであること。

2 前項に規定するもののほか、船舶発生油等焼却設備の設置に関する技術上の基準の細目は、告示で定める。

○海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の検査等に関する規則（昭和五十八年省令第三十九号）（抄）

（特別の用途）

第一条の五の六 法第十九条の四第一項第三号の国土交通省令で定める特別の用途は、海上自衛隊（防衛大学校を含む。）の使用する船舶への設置、災害発生時のみの使用その他の国土交通大臣が定める用途とする。